

# 一般社団法人 日本港湾タグ事業協会定款

## 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本港湾タグ事業協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市中区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、港湾タグ事業の公益性を増進し、会員相互の連携を深め、関係団体との連絡調整を図り、もってわが国港湾タグ事業の健全にして秩序ある発展と港湾の振興及び海洋環境保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 港湾タグ事業のサービス向上改善及び企業運営上の諸問題に関する調査研究
- (2) 港湾タグ事業に関する啓蒙、指導及び情報の蒐集並びに頒布
- (3) 港湾タグ乗組員の教育・養成に関する支援
- (4) 相互扶助のための労働災害総合保険団体契約
- (5) 呂船約款の調査研究
- (6) 関係官公庁及び関係団体に対する連絡調整、陳情
- (7) 緊急時の応急対策業務に関する連絡調整
- (8) 海洋環境の保全又は改善に関する調査研究
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行う。

## 第3章 会員及び社員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に協力するもので理事会の推薦を受けて入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同する港湾管理者であつて、社員総会の決議により推薦を受けた者

2 前項の第1号の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 この法人に入会しようとする者は、社員総会で定める「入会及び退会規程」に基づく入会申込書により、次のとおり申し込むものとする。

(1) 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない

(2) 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の推薦を受けなければならない

(3) 特別会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、社員総会の推薦を受けなければならない

2 理事会及び社員総会は、入会の承認又は推薦の可否を決定し、会長がこれを本人に通知するものとする。

3 団体である会員は、その代表者1名を指定して会員として届出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会で定める「入会金及び会費規程」に基づき、正会員、賛助会員は入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とするときは、理事会の決議を経て、正会員から臨時会費を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、社員総会で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の除名)

第9条 会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたときは、社員総会の決議に基づき、除名処分に付すことができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人あるいは団体が解散したとき

## 第4章 社員総会

### (種類と構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 賛助会員、特別会員は、第1項の社員総会に出席することができる。

### (権限)

第12条 社員総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 役員の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、合併及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 社員総会は、定期社員総会として毎年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

### (招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集を請求することができる。

### (議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

### (議決権)

第16条 社員は、それぞれ1個の議決権を有する。

### (決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) 資金の借入（ただし当事業年度の収入をもって償還する、短期借入金を除く）

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

（議事録）

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された2名以上の議事録署名人は前項の議事録に記名押印する。

（社員総会運営規程）

第19条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める「社員総会運営規程」による。

（書面評決等）

第20条 社員総会に出席できない社員はあらかじめ通知された事項について書面を持って評決し、又は他の社員を代理人として評決を委任することができる。

2 前項の手続きを行った場合、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

4 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

## 第5章 役員

（役員の設置）

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち2名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3 前項の代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし社員総会で必要と認めたときは、正会員以外から理事及び監事若干名を選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長、副会長をもって法人法の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長、副会長は、代表理事として、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。また、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定める「役員等職務権限規程」により、業務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会で報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務執行を監査し、本会の会務及び会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、この法人の業務及び財産の状況の調査並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。
- 3 社員総会及び理事会に出席し、必要あるときは意見を述べる。
- 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の総議決権の 3 分 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、「役員報酬等及び費用に関する規程」により報酬を支給することができる。

2 役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。また、会長、副会長が協会を代表して職務を行う場合は、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会において定める「役員報酬等及び費用に関する規程」及び「役員退任慰労金規程」による。

(役員の損害賠償責任の免除)

第 28 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程、規則、内規の制定、変更及び廃止
- (3) 前 2 項に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 31 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 3 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第 24 条第 4 項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条 3 項 3 号により理事が招集する場合、前条第 3 項第 4 号による場合及び監事が理事会を招集する場合を除く。

- 2 前条 3 項 3 号により理事が招集する場合は理事が、前条第 3 項第 4 号による場合は監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第 3 項第 2 号または第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。また、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。  
(決議)

第 35 条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。  
(理事会運営規程)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるものほか、理事会において定める「理事会運営規程」による。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、直近の社員総会に報告するものとする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第 41 条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、社員の半数以上であって、社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 顧問

(顧問)

第 45 条 この法人に、3 名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。

## 第 10 章 専門委員会

(専門委員会)

第 46 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める「専門委員会運営規程」による。

## 第 11 章 事務局

(事務局設置等)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得たうえで任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める「事務局規程」による。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は小野耕一、南一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定に関わらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 27 年 6 月 4 日 改定